

社会統合と政策形成

~いくつかの事例から~

2024年7月11日

間 隆一郎

1

簡単なプロフィール

- 1990年厚生省入省
- 条文作成など直接関与した法案10本以上（医療保険、福祉用具、社会保障協定、確定拠出年金、障害福祉、看護職員確保、造血幹細胞移植、難病対策、公的年金、受動喫煙対策、地域医療提供体制などの分野）、新たな立法・新制度創設の仕事が多い
- 地方自治体勤務 : 秋田市役所、和歌山県庁
- 外交交渉の経験 : 社会保障協定締結に関してドイツ、イギリスと
- 関係団体勤務 : 社会保険診療報酬支払基金、医薬品医療機器総合機構
- 厚労省の取り纏め役 : 政策企画官、人事課企画官、大臣官房総務課長、大臣官房総括審議官
- 官邸等での勤務 : 国家戦略担当大臣（民主党政調会長）付参事官（菅政権）、唯一の国会対策担当の内閣参事官（第二次安倍政権）、政府のコロナ対策の検証を担当する内閣審議官（岸田政権）

多様な意見とその調整

- 政治は、利害調整のプロセス
- 国民の多様な意見は、ベクトル(向きと長さ)に例えることができる。その総和が基本的な社会の方向性を決める
- 民主主義のもとでは、より多くの賛同者を得た意見が通るが、よりウイングを広げて取り込んだ意見の方が、結局前進する(手戻りが少ない)

いくつかの事例から

- 既に実現した政策は、今を生きる人にとっては所与のものになっている。
- いわば「あって当たり前なもの」を、あえて語る意味があるとするれば、「歴史」を学び、次の合意形成につなげていくこと。
- 以下では、いくつかの事例で、ポジションに基づく賛否とは別に、心理的な障壁を乗り越えてベクトルの向きを揃えていくために、何が課題だったか、どのような言葉で語る必要があったかを紹介する。その上で、法律ができあがっている。

受動喫煙防止法(2019)の場合①

- たばこの副流煙による健康被害が明らかなか中で、受動喫煙の防止は、たばこを吸う人のマナーや施設の管理者の見識に委ねられていた。
- 子どもやがん患者など保護する必要性が高いことからたばこや吸う場所を法律で規制すべしとする意見がある一方、たばこが嗜好品であり、財政物資(たばこ税)であることや、たばこを吸う人を顧客とするサービス業等からたばこの規制について慎重な意見があった。

受動喫煙防止法(2019)の場合②

【何が難しかったか】

- 子どもや呼吸器系その他の疾病を持っている人にとっては、たばこは怖いもの。他方で、スモーカーにとってはストレス解消の手段。
- 顧客サービスを提供する店にしてみると、たばこを吸う人が世の中に2割程度いて顧客となりうることと、店のメンテナンスにコストがかかることとの間に挟まる問題
- 既に多年にわたり吸っている人と、新たに吸い始める人との違い

「健康増進法の一部を改正する法律」により、「望まない受動喫煙」を防止するという基本的な考え方に立って、適切な経過措置を設けつつ、原則屋内禁煙とした。併せて、たばこ税を引き上げた。

難病法(2015)の場合①

- 難病患者の支援は、昭和47年の難病対策要綱にはじまり、医療費助成の対象は、当初4疾患から56疾患まで増加したが、国の予算が追いつかず、事業実施主体である都道府県等の持ち出しが多くなっていた。
- どの難病を医療費助成の対象とするか、財源的な制約から、どの疾病を対象外にして、どの疾病を対象にするかという、椅子取りゲームの状態であった。

難病法(2015)の場合②

【何が難しかったか】

- 椅子取りゲームのもとでは、どの難病が、より大変かと主張しあうことになってしまう。
- 公費助成するのであれば、国民が納得する大義は何か。
- 難病患者の方々の最も基本的な希望は「治りたい」

「難病患者に対する医療等に関する法律」により、難病の発症の機構、診断、治療に関する研究を進めるため、治療情報を提供してもらい、医療費の助成を行うこととし、その対象となる難病(指定難病)は、患者数が一定数を超えず、客観的な診断基準があり、治療法が確立していないといった客観基準で決められることとなった。

造血幹細胞移植推進法(2014)の場合①

- かつて不治の病と言われた白血病等の血液疾患は、当時、骨髄移植や臍帯血移植等により、助かるようになってきていた。
- 血液内科は、内科の中でも最も人の死と向き合う診療科であり、関係学会では、厳しくデータクリーニングされたレジストリの整備が自主的に進んでいた。
- 移植術を支える骨髄バンクや臍帯血バンクは、その運営上、ドナーや臍帯血の提供といった国民の協力が必要だが、そのための法律もなく、関係者に法律制定を求める声が強かった(が、関係者の意見は割れていた)

造血幹細胞移植推進法(2014)の場合②

【何が難しかったか】

- 人間の複雑な免疫機構を突破して移植するには、白血球等にある組織適合性抗原の型(HLA型(Human Leukocyte Antigen))をできるだけ合わせる必要があり、親子でも基本的に一致せず、第三者がドナー・さい帯血提供者として協力することが必要になる
- 患者を救いたいという思いが強いあまり、移植の方法(骨髄移植、末梢血幹細胞移植、さい帯血移植)の優劣(治療成績やドナーへの負担など)を主張する人たちがおり、時として相手方を攻撃することがあった

議員立法で成立した「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律」により、骨髄バンクやさい帯血バンクを法定化して国の監督と支援を定めたほか、学会が整備するデータベースを法定化して治療研究を推進することとした

障害者自立支援法(2006)の場合①

- 社会福祉基礎構造改革法(H12)に基づき、身体障害と知的障害のサービスが、「福祉の措置」から「契約」へ
- しかしながらこの「支援費制度」は...
 - 精神障害者の福祉サービスは対象外
 - 在宅サービスの国の補助は裁量的経費
- H15の施行直前から地域生活を支えるための財源不足が問題となり、障害者や支援者が厚生労働省の建物を取り囲む事態に

障害者自立支援法(2006)の場合

【何が難しかったか】

- 3つの障害種別間の微妙な関係
- 「地域生活移行」、「施設解体論」と、知的障害者の親の気持ち
- 障害者団体の運動論と、財源問題

「障害者自立支援法(のちの総合支援法)」により、3障害共通の仕組み(支援は個別に、制度は共通に)、働く意欲と能力のある障害者が企業等で働けるよう福祉側から支援、国の財政責任の明確化などを図った

社会統合と政策形成

- 社会保障は、給付と負担の関係があることからすれば、全員が賛成する政策はない
- しかし、自分事として考えることができれば、より広いウイングから賛同を得られる可能性が高まる。
- より包摂的で、より納得感のある政策形成のために「味方を増やす」アプローチに取り組んでいく。

ご静聴に感謝します
